

八日市地区コミュニティ会議規約

(目的)

第1条 身近な地域課題を掘り起こし、自ら解決するために考え、実践することによって、活力ある住みよい地域づくりに資するべく、コミュニティ会議を設置する。

(名称)

第2条 名称は、八日市地区コミュニティ会議（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所を八日市振興センター内（大興寺8-157-4）に置く。

(事業)

第4条 本会は、住みよい地域づくりを目指して以下の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成、教育及び子育てに関する事業
- (2) 地域福祉及びボランティア育成活動に関する事業
- (3) ゴミの減量、生活環境及び自然環境に関する事業
- (4) 交通安全、防火、防犯等生活安全に関する事業
- (5) まちづくり及び地域の生活道路整備などに関する事業
- (6) 地域の活性化を目的とした学習会開催事業
- (7) コミュニティだよりの発行
- (8) その他目的達成のための事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部会長 4名
- (5) 監事 2名
- (6) 参与 若干名

2 本会に必要な応じて顧問を置くことができる。

3 顧問は、会長が委嘱する。

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長及び監事は、総会で選出する。

(2) 参与は、会長が任命し、総会に報告する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
 - (3) 事務局長は、本会の会計、庶務を担当する。
 - (4) 監事は、本会の会計を監査し、総会にこれを報告する。
 - (5) 顧問及び参与は、本会に対し指導助言を行う。
- 2 役員任期は、2年とし再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は毎年1回、役員会は必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 会議の開催は、会長が招集するものとする。
- 3 本会の構成員の半数以上の要請があったとき、又は会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができるものとする。

(総会)

第9条 総会は、各行政区から選出された代議員をもって構成するものとする。

- 2 代議員は、各行政区の班長をもって充て、その任期は1年とする。
- 3 総会の議長は、その都度代議員の中から選出する。
- 4 総会は、構成員の過半数をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 5 総会には次の案件を付議するものとする。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 役員選出
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他本会に関する重要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、役員及び区長で構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び予算

- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業全般についての協議
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(専門部会)

第11条 本会に次の専門部会を置く。

- (1) 総務企画部会
 - (2) 教育振興部会
 - (3) 生活環境部会
 - (4) 福祉部会
- 2 各専門部会の部員は、地区内の各種組織、団体などからの推薦に基づき会長が委嘱する。
 - 3 各専門部会に、部会長、副部会長及び書記を置く。
 - 4 各専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。
 - 5 各専門部会は、毎年度実施する事業を企画、調整し、実行する。

(会計)

第12条 本会の経費は、市交付金及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

(情報公開)

第13条 本会の会議は、全て公開を原則とする。

- 2 地区住民は、本会の議事録又は活動記録を随時閲覧することができる。
- 3 会長は、地区住民から異議ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成19年5月1日から施行する。